



弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- HIFU(ハイフ)施術による事故と損害賠償
- コロナ融資と倒産対応
- 大阪オフィスを開設しました

●HIFU(ハイフ)施術による事故と損害賠償

・HIFU(ハイフ)とは何か

HIFU(ハイフ)とは何かご存知でしょうか。

HIFU(ハイフ)とは「High Intensity Focused Ultrasound」の略称で、日本語で高密度焦点式超音波という意味です。

HIFU(ハイフ)による施術は、高密度の超音波を肌奥の特定の層にのみ照射することで、表面の皮膚を傷つけることなく、強い熱エネルギーを与えることができるため、前立腺がんなどの治療に用いられてきました。

近年、HIFU(ハイフ)による施術は、肌のたるみやシワの改善、ダイエット効果があるとして、美容施術としても用いられるようになってきました。

もっとも、HIFU(ハイフ)による施術は、強い熱エネルギーを肌に与えるものであるため、傷病や感覚の麻痺など、様々な事故が報告されています。

特に、エステサロンでの事故が多く報告されており、HIFU(ハイフ)施術は、施術方法を間違えると、人体に深刻な影響を引き起こします。

・HIFU(ハイフ)施術による事故と症状

HIFU(ハイフ)施術による事故の症状としては、神經・感覚の障害、皮膚障害、熱傷、視力障害などが挙げられます。

また、HIFU(ハイフ)施術で事故が発生した部位については、消費者安全調査委員会によると、顔への事故が70%を占めているようでした。

特に、顔への事故については、傷跡が残ったり、眼球に近い部位を施術することによって視力低下などの障害が残ることがあります。

・HIFU(ハイフ)事故と後遺障害

HIFU(ハイフ)施術によって傷跡が残った場合、外貌醜状として後遺障害が残る可能性があります。

後遺障害の認定について、交通事故の場合に用いられる後遺障害等級（自動車損害賠償保障法施行令別表第2）で考えた場合、7級12号、9級16号、12級14号のいずれかに該当することが想定されます。

例えば、顔面に10円銅貨大以上の瘢痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕が残った場合、交通事故の後遺障害等級で12級14号に相当します。

弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス 東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLC
1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826



この記事について
のお問い合わせ
は、大村までお氣
軽にどうぞ。



また、局部に強い神経障害が残った場合は、14級9号ないし12級13号に該当することが想定されます。

HIFU施術後に、痛みが引かなかったり、傷跡が残った場合は、事後の経過状況や写真を証拠として保存しておくことが重要となります。

•HIFU(ハイフ)事故と損害賠償

HIFU(ハイフ)施術によって怪我をした場合、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益等を請求することが考えられます。

入通院慰謝料は、基本的には通院期間・通院頻度から算定されます。

後遺障害慰謝料については、交通事故の場合に用いられる後遺障害等級に基づいて、自賠責基準、もしくは弁護士基準により算出されます。

例えば、顔に傷跡が残り、後遺障害等級12級14号に該当した場合、弁護士基準だと慰謝料額は290万円となります。

一方で、逸失利益については難しい問題があります。

それは、顔に傷跡が残った場合などの外貌醜状については、労働能力に対する具体的影響はあるのかという問題です。

そもそも、逸失利益については、①基礎収入×②労働能力喪失率×③喪失期間に対応するライピニツツ係数によって算出されますが、外貌醜状については、②の労働能力は何ら喪失していないとも考えられます。

この点について判例は、モデル等の外貌が重視される職業であり、営業担当など人と接触が多い職業については、一定の逸失利益が認められることが多いですが、デスクワークが中心の職業については逸失利益は否定される傾向にあります。

また、被害者の年齢や職歴その他の事情から、将来の転職等の可能性が認められる場合には、職業選択への制限等があるとして、労働能力を喪失したと評価できる場合もあります(大阪地裁H25.5.30)。

さらに、逸失利益を否定する場合であっても、慰謝料の中で斟酌できる場合もあります(金沢地裁H28.9.15)。

•HIFU(ハイフ)事故と損害賠償請求の問題点

HIFU(ハイフ)施術によって事故が生じた場合、不法行為責任(民法709条)や債務不履行責任(民法415条)に基づき、損害賠償請求することが考えられます。

もっとも、HIFU(ハイフ)施術を行う場合、通常、HIFU(ハイフ)施術と施術後の副作用に関する合意書を交わすことが多く、施術を行った側の債務不履行の立証や、過失の立証が難しいという問題があります。

例えば、施術を行った後に、傷跡が残った場合であっても、合意書に記載されている副作用の範囲内であるとか、施術を受けた側が、施術後にケアを怠ったことが原因であると主張される場合があります。

そのため、上記の様な主張を回避するために、合意書に記載されている内容を良く確認することや、施術後のケアをしっかりと行うことが重要となります。

また、副作用に関する記載があったとしても、そもそも施術を行う側が、HIFU(ハイフ)の熱出力の調整をミスをする等、施術行為自体にミスがあったり、施術行為のリスクについての説明が不十分である場合があります。

施術行為自体のミスや、施術行為の事前説明として不十分であったことを立証するための証拠として、施術後の経過を記録した写真や、施術時の合意書を保存しておくことも重要となります。



•まとめ

HIFU(ハイフ)施術については、美容効果が期待できる一方で、施術方法によっては怪我をしたり後遺障害が残ったりするなどの危険性があります。

HIFU(ハイフ)施術と損害賠償について、詳しく知りたい方は、人身障害について詳しい弁護士に相談されることをオススメします。



●コロナ融資と倒産対応

・コロナ融資と倒産件数の増加

2019年に新型コロナウイルス感染症が流行して以降、需要の低下や行動制限により、多くの企業が資金巡りに苦慮されたかと存じます。

また、コロナに関する規制が緩和されて以降も、金融機関等に対する借入金の返済について厳しい状況が続き、倒産等の可能性について視野に入れた企業もあるかと存じます。

実際に、新型コロナウイルス関連倒産(新型コロナウイルスが倒産の要因(主因または一要因)となったことを当事者または代理人が認め、法的整理または事業停止(弁護士に事後処理を一任)となったケース)について、今年の3、4月は、昨年同月に比べて増加傾向にあります。

また、ゼロゼロ融資(新型コロナウイルス禍で売り上げが減った企業に実質無利子・無担保で融資する仕組み)について、融資後の当初3年間を経過したことにより、これから返済が厳しくなってくる企業もあるかと存じます。

ここでは、コロナ融資と返済について困っている企業に向けて、今後の対応策を解説していきます。

・据置期間・条件変更の交渉

返済が厳しくなった場合、まずは、金融機関や公庫との間で据置期間の延長・条件変更の交渉を行うことが考えられます。

据置期間の延長・条件変更については、コロナ前の業績状況や、今後の業績回復の見通しを説明することが重要になります。

また、2021年1月19日には、政府より「新規融資・資本性劣後ローンの積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、中小企業・小規模事業者等の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。」という要請が出ました。

上記の要請から、金融機関や公庫が据置期間の延長の要請に対して、門前払いをすることはないかと思われますが、据置期間の延長・条件変更を決定するのは金融機関であるため、交渉次第では決裂する場合があります。

一方で、当事者だけでの交渉ではなく、第三者機関を入れる交渉方法

として、中小企業活性化協議会(改名前は中小企業再生支援協議会)の支援を受けるという方法もあります。

同機関では、①中小企業の財務状況の相談、②中小企業の再生支援のガイドライン等に基づく支援の協力・調整、③中小企業活性化協議会による支援を行っております。

特に②で用いられる「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(2022年4月15から適用)は、従来の「私的整理に関するガイドライン」とは異なり、中小企業版の私的整理手続きのガイドラインです。

中小企業は、同ガイドラインに基づき、所定の要件を満たせば、金融機関との関係で返済猶予・債務減免等の私的整理を行うことができます。

コロナ融資と今後の経営について相談したい場合は、同機関を利用することも一つの手段といえるでしょう。

参考:中小企業活性化協議会(収益力改善・再生支援・再チャレンジ支援) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

・法的整理手続き

上記の交渉等が上手く行かず、借入金の返済が厳しい場合、法的整理手続きを検討することになります。

法的整理手続きとは、裁判所の管轄下で倒産処理を図る手続きで、手続きには①破産・特別清算(清算型手続)と、②民事再生・会社更生(再建型手続)とがあります。

法的整理手続きでは、全債権者を対象にし、全ての返済を止めることができますが、法的手続きに入ったことが一般に知られることとなります。

そのため、取引先や従業員、顧客との関係で混乱が生じる場合がありますので、手続きの進行は慎重に進める必要があります。

また、代表者が個人で金融機関に対して、連帯保証人になっている場合は、代表者個人に対しても返済が求められるため、代表者個人の破産も含めて検討することになります。

個人破産した場合、ブラックリスト(信用情報機関の事故情報)に載ったり、職業の制限があつたりする等、各種の制限がかかるため、注意が必要です。



・他の対策

事業者の中には、法的整理手続きをせずに、今の事業をなんとか継続させたいという方もいるでしょう。

そのための施策としては、事業承継や事業譲渡等の方法が考えられます。

事業承継とは会社の経営権や理念、資産、負債など、事業に関するすべてのものを次の経営者に引き継ぐことをいい、事業承継には①親族内承継（親族に対する事業承継）②親族外承継（従業員など親族以外への事業承継）③M&Aの方法があります。

事業承継については、引受先が連帯保証や負債も引き継ぐことになるため、細心の注意が必要です。

事業譲渡とは、会社が営む事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することです。

事業譲渡については、会社自体の譲渡ではなく、事業の譲渡であるため、負債が引受側に引き継がれるわけではありません。

もっとも、事業譲渡の場合、事業譲渡の対価によっては詐害行為否認（破産法161条1項）の対象になる場合もあるため、手続きの進行には細心の注意が必要です。

・まとめ

コロナ規制が緩和されたとしても、事業によっては直ぐに業績が回復しない場合もあるかと存じます。

一方で、返済期限が差し迫っている場合は、できるだけ早めに行動する必要があります。

コロナ融資の返済が厳しく、今後の対応について困ってる場合は、倒産対応に強い弁護士に相談されることをオススメします。

●大阪オフィスを開設しました

デイライトは大阪等からのお問い合わせが増えているというクライアントのニーズを踏まえて、6月1日に大阪にオフィスを設立いたしました。



【オフィス所在地】

大阪府大阪市北区梅田1-1-3大阪駅前第3ビル 7階
(JR大阪駅徒歩8分)

大阪オフィスは梅田のダイヤモンド地区に位置する大阪駅前第3ビルの7階に所在します。このビルは高層で存在感があり、ビジネスと文化の中心部である梅田にあります。

大阪駅からのアクセスも便利で、周辺には多彩なショップや飲食店もあります。

我々はこの抜群の立地や設備を活かしながら、大阪においてもクライアントを未来を照らすべく尽力いたします。

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 大村 直仁

e-mail info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



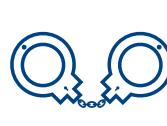
離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645 24時間 365日 電話受付